

平成 30 年 6 月 22 日
農林水産省政策統括官

民間競争入札実施事業「政府所有米穀の販売等業務（平成 25 年度契約分）」の実施状況について

1 事業概要

(1) 事業内容

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 29 条及び第 30 条に基づき平成 25 年度に政府が買入を行った政府所有米穀（SBS（売買同時契約）方式により輸入された米穀を除く）の販売、保管、運送等の一連の業務

(2) 事業実施期間

平成 25 年 6 月 26 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(3) 受託事業者

- ・伊藤忠食糧株式会社
- ・日通グループ（共同企業体）（日通商事株式会社及び日本通運株式会社）
- ・三菱商事株式会社

(4) 契約金額（委託費の限度額）

- ・伊藤忠食糧株式会社 18,813,158,664 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- ・日通グループ 18,813,158,664 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- ・三菱商事株式会社 18,813,158,664 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 契約金額は、事業実施期間（平成 25 年 6 月 26 日～平成 31 年 3 月 31 日）の委託費の限度額である。

(5) 受託事業者決定の経緯

- ① 政府所有米穀の販売等業務における民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、入札参加者（6 者（うち 1 共同企業体））から提出された企画書及び入札書類により、当該実施要項に定める入札参加資格を 6 者が満たすことを確認した。
- ② 入札参加資格を満たす者に係る入札価格について、平成 25 年 5 月 28 日に開札した結果、いずれも予定価格の範囲内であったことから、落札者の決定は、特別会計に関する法律施行令（平成 19 年政令第 124 号）第 19 条第 4 項の規定（複数落札入札制度）に基づき、入札価格の低い者から順次、当該者の外国産米穀の取扱希望数量の和が外国産米穀の委託予定数量（60 万トン）に達するまで選定した。

2 確保されるべき質の達成状況及び評価について

本事業の実施に当たり確保されるべき事業の質として、実施要項において「政府所有米穀の安全の確保等（安全の確保、適正な流通の確保、備蓄の適正な運営の確保等）」及び「創意工夫の発揮」の2つの事項を設定している。これらの事項について、事業の指導、監督のほか、毎年度行う実施状況に関する調査（以下「実施状況調査」という。）において把握しており、その結果は以下のとおり。

なお、実施状況調査では、委託費の経理処理状況、事業の遂行状況、品質管理等の6項目について、政府所有米穀の販売等業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、事業の実施状況について確認している。

(1) 政府所有米穀の安全の確保等

① 政府所有米穀の安全の確保

受託事業体は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第3条に規定する取引等の記録、第5条に規定する搬出、搬入等の記録及び第7条に規定する食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項に関する記録を作成し、5年間保存している。

また、政府所有米穀の保管に当たっては、受託事業体自ら又は民間の倉庫に再委託して保管することとなることから、受託事業体は、政府所有米穀を適切に保管するために必要な事項を定めた「保管マニュアル」に関して、政府所有米穀を保管する全ての倉庫に備え付け、統一的な管理を行っている。

政府所有米穀のうち、外国産米穀を販売するに当たっては、その全量について販売前にカビ確認等作業として、カビ状異物の有無の確認及び関係法令に基づくカビ毒検査を実施し、実施後1ヶ月以内に販売を行っている。カビ確認作業量について、民間競争入札実施前（平成21年9月～平成22年3月）と民間競争入札実施後（平成27年4月～12月）に調査したところ、27.5トン／日から47.9トン／日と大幅に効率化が図られている。

さらに、流通不適米穀（食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）の規定により販売等をしてはならない米穀をいう。以下同じ。）（平成25年度契約分における発生件数（平成30年3月末現在）：73件）は、農林水産省の不用決定通知を受け、受託事業体が廃棄計画を策定し、農林水産省へ報告の上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき確実に廃棄処理を行い、廃棄の完了を農林水産省に報告している。

② 政府所有米穀の適正な流通の確保

受託事業体は、米穀の流通に関する法令（注1）の規定を遵守して、政府所有米穀の販売を行っており、法令に違反する行為はなかった。

また、政府所有米穀のうち、外国産米穀について、受託事業体は、毎年、農林水産省の承認を受けた年間販売計画に基づき加工用、飼料用等に販売を行っている。

受託事業体の年間販売計画に対する販売実績は、政府所有米穀の販売が本

格化する平成 25～28 年度では、ほぼ計画通りとなっている。

(注 1) 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）及び飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

外国産米穀の年間販売計画と販売実績の比較(平成25年度契約分)

(単位:千トン、%)

	委託予定数量	年間販売計画①	販売実績②	②/①
平成25年度		5.8	7.3	126.2%
平成26年度		130.4	134.5	103.1%
平成27年度		391.5	387.7	99.0%
平成28年度		30.3	30.3	100.2%
平成29年度		0.0	0.5	-
計	600.0	558.0	560.3	100.4%

注:年間販売計画(56万トン)・販売実績(56万トン)と委託予定数量(60万トン)との差は、援助用が含まれていないためである。

さらに、政府所有米穀のうち、国内産米穀である政府備蓄米（以下「備蓄米」という。）の販売は、農林水産省の備蓄運営方針（注 2）に基づき確実に行われており、受託事業体が受託した備蓄米 18.4 万トンについては、一定期間備蓄後、飼料用等の非主食用として販売されている。

このほか、その後政府が買入れた平成 25 年産米 25 万トンの販売についても受託事業体が受託し、飼料用米等の非主食として販売されている。なお、備蓄米の非主食用への販売にあたっては、常時備蓄水準が 91～99 万トンとなるよう行っている。

(注 2) 棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（平成 25 年 7 月公表）
（抜粋）

(ア)適正備蓄水準は 100 万トン程度（6 月末）

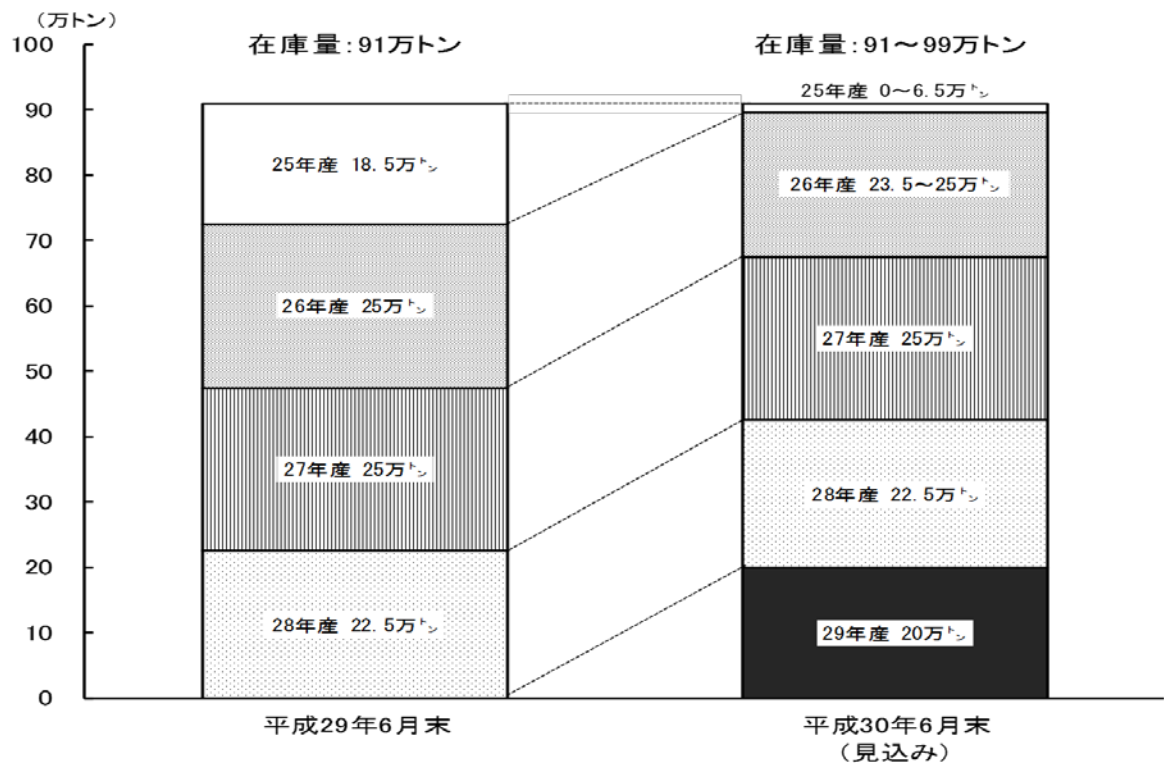
(イ) 国内産米を一定期間（5 年間程度）備蓄

(ウ) 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一

般競争入札により実施（毎年 20 万トン）

(エ) 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売（毎年 20 万トン）

(オ) 大凶作や連続する不作などにより、民間備蓄が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定



③ 備蓄の適正な運営の確保

備蓄米については、食糧法に基づき米穀の著しい生産量の減少によりその供給が不足する事態に備えるために保管しており、前述の保管マニュアルにおいて、穀温（保管米穀の温度を常時 15 度以下）及び倉庫内湿度（60～65% の範囲内で保持）の管理基準、倉庫への米穀の入庫時の品質確認、倉庫の点検整備（屋根、床、壁等の損傷、冷却機等の設備の点検）並びに保管米穀及び設備の異常発見時の対応等を具体的に定め、これを適正に行うことにより、品質の保持に努め、備蓄米を安定的に保管・供給できる体制を整えている。

④ その他各業務において確保すべき質

受託事業体は、業務方法書を仕様書に即して作成し、農林水産省の承認を受けた上で、当該業務方法書及び仕様書に基づき、各業務を適正に実施している。

(2) 創意工夫の発揮

(1)に係る業務の質の確保を図る上で、受託事業体は、

- ① 保管・運送業者等の業務実施者と政府所有米穀の品質管理に関して、きめ細かな情報交換を実施し、米穀の安全性の確保に努めるとともに、政府所有米穀の買受資格者への受渡日を柔軟に対応することにより、買受者の視点に立って販売（伊藤忠食糧株式会社）
- ② 自社倉庫及び再委託倉庫に対し、米穀の保管管理の更なる向上を目指し、毎年内容を充実させた保管管理日誌及び付属する資料編冊子を作成して、日常の管理・点検に活かすとともに、政府所有米穀の保管・運送等業務に新たに携わる弊社本支店担当者向けに、年1回講習会を実施（日通グループ）
- ③ 全国各支店の保管倉庫責任者を招集し、保管・管理における技術指導等について、自ら作成したDVDを用いて、統一かつ視覚的に示すなどにより情報共有を実施（三菱商事株式会社）

することにより、政府所有米穀の販売等業務を適切に行えるよう対応した。

3 事業経費の状況及び評価について

政府所有米穀を農林水産省自らが販売・管理していた際の事業経費総額と民間競争入札実施後の委託費総額を比較することは、民間競争入札実施前後で備蓄運営方式が回転備蓄（備蓄米を2～3年程度保管後、「主食用」に販売することを基本）から棚上備蓄（備蓄米を不作による放出がなければ5年程度保管後、飼料用等に販売することを基本）に変更されたため、保管期間や販売条件が異なることから困難である。

このため、農林水産省が自ら業務を行っていた平成21年度における政府所有米穀の販売に係る1トン当たりの経費と平成25年度契約分（平成25～平成30年度）における政府所有米穀の販売に係る1トン当たりの経費を比較することとした。

この結果、以下のとおり、1トン当たり約11千円の経費が削減されている。

- ① 平成21年度： 35,157 円／トン（税込み）
- ② 平成25年度契約分： 23,823 円／トン（税込み）
- ③ ①－②： ▲11,334 円／トン（▲32%）

政府所有米穀の販売等業務に係る経費の比較

(単位:千円、千トン、円/トン(税込み))

従来の販売経費 【平成21年度】		民間競争入札実施後の経費 【平成25年度契約分(平成25～30年度)】	
物件費(※1)	22,549,865	委託費(※3)	37,912,474
人件費(※2)	7,329,365	人件費	—
合計 ①	29,879,230	合計 ③	37,912,474
販売数量 ②	850	販売(見込) 数量 ④	1,591
トン当たり経費 ①/②	35,157	トン当たり経費 ③/④	23,823

※1 物件費は、民間競争入札実施前の食料安定供給特別会計米管理勘定における保管料、運搬費、加工費、流通業務取扱費を合計。

※2 人件費は、食料安定供給特別会計における職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、児童手当、国家公務員共済組合負担金及び退職給付費用の合計に米穀に係る業務の割合(0.8)を乗じて算出。

※3 委託費は、平成25年度契約分における平成25年度から29年度までの支払額及び平成30年度の予算額の合計。

また、委託業務のうち安全性を確保するためのカビチェック荷役費単価(トン当たり)については、平成21年度決算ベースの8,238円/トン(税込み)に対して、平成25年度契約分は4,006円/トン(税込み)となっており、引き続き約51%と経費削減が図られている。

4 全体的な評価

民間競争入札により実施した政府所有米穀の販売等業務については、上述のとおり、農林水産省が作成する仕様書及び受託事業体自らが仕様書に即して作成した業務方法書に基づき適正に行われており、流通不適米穀の流通はなく、事業の質が確保されているとともに、経費についても削減されていると判断される。

また、政府所有米穀の販売等業務を包括的に民間委託したことに伴い、それまで地方出先機関(地方農政事務所)で行っていた政府所有米穀の販売等業務を廃止し、人員を米トレーサビリティ等の流通監視業務に配置転換したことにより、政府所有米穀の販売等業務に係る人件費も削減されている。

さらに、平成23年度から平成25年度までは「販売手数料」のみを入札対象としていたが、定額の単価により支払われる「物品管理手数料」の収入を前提として、「販売手数料」が極端な低価格となっていた。また、経費の大半を占める「保管経費」及び「運送経費」が定額の単価により支払われていた。このため、より競争性を向上させるため、

① 平成26年度から「保管経費」及び「物品管理手数料」

② 平成28年度から「運送経費」

を入札対象に追加するなどの見直しを段階的に行うことにより、経費削減に取り組んでいる。

5 今後の事業について

本事業については、平成 23・24 年度契約分の評価の結果、新プロセスでの手続きが認められており、平成 25 年度契約分についても、上述のとおり良好な実施結果が得られている。

また、事業の契約期間は、備蓄米の販売に要する一定の期間を勘案して 6 年としており、競争の導入による公共サービス改革に関する法律（平成 18 年法律第 5 号、以下「公共サービス改革法」という。）第 30 条に基づく財政法の特例を適用していることも踏まえ、平成 31 年度契約分についても、引き続き新プロセスでの実施を通じて、公共サービス改革法の趣旨に沿って、サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることとしたい。